

「しごとサポーター養成講座」

～精神・発達障害のある方を雇用している、または雇用しようと考えている事業主の皆さまへ～

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、山梨労働局では、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていくための講座を開催します。

《開催日時・会場等》

(1) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座イン国中（定員70名）

開催日時：平成29年9月26日（火） 14時00分～15時40分

開催場所：ポリテクセンター山梨（山梨職業能力開発促進センター）

甲府市中小河原403-1 電話055-241-3218

(2) 富士・東部地域 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（定員30名）

開催日時：平成29年10月11日（水） 14時00分～15時40分

開催場所：ぴゅあ富士

都留市中央3-9-3 電話0554-45-1666

◎申込み・問合せについては、次頁の山梨労働局 職業安定部 職業対策課もしくは、山梨県内各ハローワークにお願いします。

※各会場定員になり次第締め切ります。

《セミナー内容》（予定）

- ◆ 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、
- ◆ 「共に働く上での留意事項（コミュニケーション方法）等について

《講師》

- ◆ 公共職業安定所の精神障害者雇用トータルサポーター

《講座時間》

- ◆ 1時間40分程度



ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の要請は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進することを目的としています。

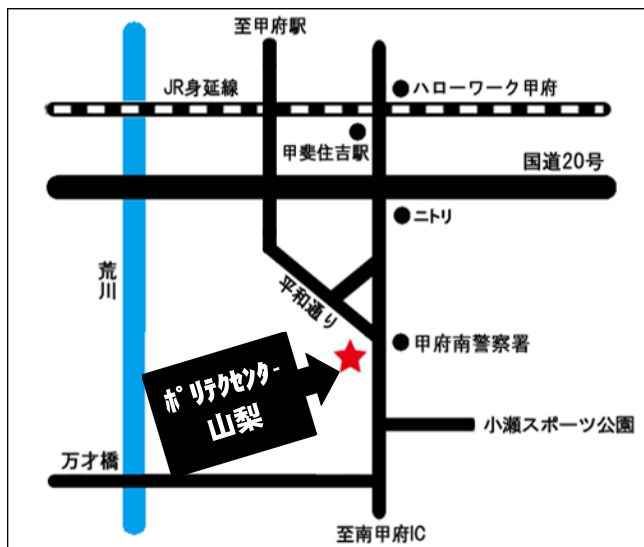
問合せ先(総合)

○ 山梨労働局職業安定部職業対策課

☎055-225-2858

(担当：坂本・村松)

国中会場 案内図



【国中会場 ハローワーク問合せ先】

- 甲府公共職業安定所
☎055-232-6060 (#31)
- 塩山公共職業安定所
☎0553-33-8609
- 韮崎公共職業安定所
☎0551-22-1331
- 鯉沢公共職業安定所
☎0556-22-8689

富士・東部地域会場 案内図



【富士・東部地域 ハローワーク問合せ先】

- 富士吉田公共職業安定所
☎0555-23-8609
- 富士吉田公共職業安定所大月出張所
☎0554-22-8609
- 富士吉田公共職業安定所都留出張所
☎0554-43-5141

【主催】 山梨労働局・ハローワーク